

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

平成26年10月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について

鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等について、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

借受者 東伯郡琴浦町 個人

連帯保証人 東伯郡琴浦町 個人

2 請求の趣旨

鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。

3 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。